

議員提出意見書案第 13 号

福島地方法務局須賀川出張所の廃止統合計画に反対する意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により提出します。

平成 22 年 12 月 14 日

提出者	須賀川市議会議員	村 山 廣 嗣
賛成者	同	佐 藤 暲 二
賛成者	同	塩 田 和 幸
賛成者	同	桐 生 傳 一
賛成者	同	菊 地 忠 男

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

福島地方法務局須賀川出張所の廃止統合計画に反対する意見書

国は地方法務局の支局・出張所について平成 7 年の民事行政審議会の答申を踏まえ整理統合を進め、さらに平成 16 年 12 月の「今後の行政改革の方針」の閣議決定により、地方支局等の事務事業等について集中的に減量・効率化を進めてきた。

これに基づき福島地方法務局須賀川出張所は平成 22 年度末をもって廃止するとされてきた。須賀川市及び岩瀬郡並びに石川郡管内の事務は郡山支局に再編統合する計画であり、これが実施されると住民や利用者にとって利便性が著しく損なわれることは明らかである。また、利便性を低下させないとしてオンラインシステムによるサービスを推進するとしているが、これらのサービスを享受できるのは一部の住民に限られる。このようなことから須賀川市民にとっては、市民生活をはじめ地域経済等に重大な影響を及ぼすことは明白であり到底受け入れられない。過日、22 年度末の再編を 1 年延期するとなったが根本的には何ら変わっていない。

須賀川出張所の主な業務は不動産登記や人権擁護等の業務であるが、個人の財産・権利が重視され人権が尊重されなければならない今日、出張所の廃止統合は地域経済や住民の財産権、人権保障の実現にとって大幅な低下をもたらすことが危惧される。

よって、国においては本地域の自然的地理的諸条件や社会的経済的諸条件等の実情を十分考慮され、地域の法務行政の拠点である須賀川出張所の廃止統合は行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

内閣総理大臣

總務大臣 宛

法務大臣

議員提出意見書案第 14 号

独立行政法人国立病院機構福島病院の充実・強化を求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 12 月 14 日

教育福祉常任委員長 加藤 和 記

須賀川市議会議長 渡辺 忠 次 様

独立行政法人国立病院機構福島病院の充実・強化を求める意見書

厚生労働省は、平成 16 年 3 月、独立行政法人国立病院機構福島病院（以下、国立福島病院）と国立郡山病院との統合にあたり、国立福島病院は、「医師 45 人、20 診療科」体制とし、周産期医療・重症心身障害児（者）医療など国が果たすべき政策医療を遂行する「基本計画」を明らかにしました。

当時、地域住民や両病院の利用者を中心に、統合に反対する強固な意見がありました。厚生労働省は、福島県や郡山市などに、「基本計画」の着実な具体化を約束し、「地元合意」を取り付けた経緯があります。

国立福島病院の再出発から 7 年が経過しますが、今日の医師配置及び診療体制は、「基本計画」から大きく後退し、医師不足を理由に休棟が繰り返されています。

このような事態は、地元自治体や利用者との「約束」を反故にするものであり、厚生労働省及び現在の設置主体である国立病院機構は、医師確保と診療体制強化について、特段の努力が求められています。

よって、地域医療の着実な実施と安全・安心の医療のため、国立福島病院の担っている周産期医療、重度心身障害児（者）医療などの政策医療の充実・強化を図り、周産期医療の充実にふさわしい医師確保により、診療機能の一層の充実・強化が図られるよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

国立病院機構本部理事長

福島県知事

宛

議員提出意見書案第 15 号

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 12 月 14 日

教育福祉常任委員長 加藤 和 記

須賀川市議会議長 渡辺 忠 次 様

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制施策の下でも、医師・看護師などの懸命な努力によって支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足で努力だけでは限界にきています。

安全・安心の医療・介護実現のために、看護師など夜勤交代制労働者の大幅増員と労働条件の抜本的改善は不可欠であり、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。

よって、政府及び関係機関に対し下記の事項について強く求めます。

記

- 1 ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とすること。
- 2 医療・社会保障予算を先進国(OECD)並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
- 3 国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

福島県須賀川市議会議長 渡辺 忠次

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 宛